

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
の翌日
に当
る日
がそ
の翌
日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更（地域振興課）
保険医療機関等の指定（保険課）
- 土地改良法による換地計画の決定（六件）（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（ 〃 ）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第二十二号

鳥取県土地利用基本計画を平成六年十二月二十六日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中鳥取市の農業地域に係る部分を次のとおり変更する。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部地域振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
縄田医院分院	鳥取市宮谷一七九一二	平成七年一月六日
佐々木歯科医院	米子市祇園町二丁目二〇	〃
芹田歯科	境港市明治町六七	〃
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目二二二	平成七年一月八日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	平成七年一月十一日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	平成七年一月十六日
ヤスダ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇一三	〃
調剤薬局 大村	鳥取市片原二丁目一〇一二	平成七年一月五日

有限会社こやま薬局西支店	鳥取市湖山町四一三七―四	〃
石谷薬局	鳥取市南町四二一	
		平成七年一月十六日

鳥取県告示第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る小田川地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る小田川地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、
 県営土地改良事業に係る神戸上地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成七年一月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る石見地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十号

智頭町が行う土地改良事業に係る米井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十一号

気高町が行う土地改良事業に係る夏ヶ谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六

条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第九号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年一月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CR釣りバカ天国V	豊丸産業株式会社
〃	CR釣りバカ天国X	〃
〃	ドンキホーテJr.	〃
〃	Xイクアツプ	〃
〃	CRフナイナルパンチV	〃
〃	CRカジノ伝説V	〃
〃	セブンキヤッチャー	〃
〃	セブンキヤッチャー2	〃
〃	セブンキヤッチャー3	〃
〃	勝負伝説P1	〃
〃	勝負伝説P2	〃
〃	CRチャンピオン2A	奥村遊機株式会社
〃	ライダイエンEX	〃
〃	ジャン遊拳	〃
〃	Mリーグ2	〃

〃	CRガールズ2	〃
〃	CRスプラッシュ2	〃
〃	パンザイキング	〃
〃	パチプロヒストリー2	〃
〃	CRパチプロヒストリーX	〃
〃	CRプラックホール3	〃
〃	サーカスサーカス	〃
〃	THEカブキ3	〃
〃	エンブレム2	〃
〃	若松特別II	太陽電子株式会社
〃	競馬王3	〃
〃	星占い	株式会社高尾
〃	CRフューチャーV	〃
〃	フューチャー7	〃
〃	セブンゲッター	株式会社大一商会
〃	CRワンダーランド	〃
〃	ソロッターセブン2	〃
〃	プレイクショット	〃
〃	あしかのジョー2	〃

〃	サクサクタイフーンV	〃
〃	おふくろ	〃
〃	ストリームパンチ	〃
〃	パワーリーグ3	ナルホン工業株式会社
〃	迷宮伝説II	株式会社竹屋
〃	ミリオンスロット	〃
〃	CRジョーカー2	株式会社ニューギン
〃	CR浦島太郎2	〃
〃	ミラクルガール2	〃
〃	ナイトシグナル	株式会社まさむら遊機
〃	ナイトシグナル2	〃
〃	スピードレーサー2	〃
〃	回胴式遊技機	株式会社パインオニア
〃	ミリオンシナイRX	〃
〃	ミリオンシナイEX	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】